平成２１年（フ）第４６８号
高知市薊野西町３丁目17番25号
債務者　楠瀬　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７１号
高知県南国市大埇甲2383番地８　108号
債務者　川﨑　周司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７３号
高知県香美市土佐山田町宝町４丁目４番25号
債務者　半田　広子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７５号
高知市南万々39番地　佐竹ハイツ101
債務者　片岡　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４１号
高知市竹島町85番地
債務者　高橋こずえ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２号
佐賀県唐津市紺屋町1679番地
債務者　渡邊美千枝
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目２番38号、前住所
佐賀県唐津市鎮西町名護屋75番地４
債務者　片岡さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２５号
長崎県対馬市厳原町大手橋1226番地１
債務者　糸瀬ナル子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
長崎県対馬市厳原町大手橋1226番地１
債務者　中村　公信
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
長崎県対馬市厳原町大手橋1226番地１
債務者　中村たけ子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
大分市大字奥田171番地の２
債務者　河野ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４１７号
大分県臼杵市野津町大字八里合3097番地
債務者　吉良　公正
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２２４号
宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅３棟14号
債務者　小田　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４４号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅１棟206号、住民票上の住所宮崎市高岡町五町2474番地
債務者　野下　慶蔵
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６７号
宮崎市佐土原町下田島20031番地１　グレートロック201号
債務者　甲斐　和憲
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５号
長野県伊那市西箕輪7004番地　県営住宅大萱団地69号
債務者　櫻井　公代
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４８号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地68
債務者　更科智穂子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４９号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野1698番地２
債務者　更科　秀三
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部